

# 令和5年分の所得税 確定申告の変更点

所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和5年分の申告からの主な変更点をご紹介します。

## 個人住民税の改正に伴う 様式の変更

令和6年度の個人住民税から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式を、所得税と一致させることとなりました。たとえば、これまで上場株式等に係る配当所得について、所得税は総合課税、個人住民税は確定申告不要などと別々の課税方式を選択できましたが、これができないこととなります。これにより、令和5年分以降用の所得税の申告書第二表の様式が一部変更されています。

## 総合課税の対象となる者の改正

上場株式等に係る配当所得について、必ず総合課税となる者（いわゆる「大口株主等」）の定義が次のとおり見直されました。

改正前 (R5.9.30までに支払を受ける配当等)	改正後 (R5.10.1以降に支払を受ける配当等)
発行済株式総数等の3%以上を保有する個人	<b>同族会社保有分と合算</b> して発行済株式総数等の3%以上を保有する個人

これにより、仮に改正後に総合課税の対象となる配当が特定口座（源泉徴収選択口座）内で源泉徴収されていたとしても、総合課税として確定申告が必要となります。

## 国外居住親族に係る扶養控除

国外に住んでいる扶養控除の対象となる者の年齢が30歳以上70歳未満の場合に、制限

が設けられました。具体的には、①留学している、②障害者である、③生活費等として年38万円以上の支払を受けている、これら3つのうちいずれかに該当する必要があります。

## 青色申告決算書等の様式変更

事業所得を申告する場合の青色申告決算書に、売上金額や仕入金額の明細を記入する欄が新設されました。

The image shows two versions of a tax form table. The top table is the old form with columns for '種類', '金額', '課税方式', '所得', and '合計'. The bottom table is the new form, which has added columns for '売上金額の明細' and '仕入金額の明細' between '種類' and '金額'.

出典：国税庁HP「令和5年青色申告決算書（一般用）の書き方」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2023/pdf/037.pdf> 一部抜粋

また、収支内訳書にある売上金額や仕入金額の明細欄に、登録番号（法人番号）の記入欄が新設されました。

なお、令和5年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の確定申告に係る法定申告・納期限、口座振替日は、次のとおりです。期限内の申告納付、振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定申告・納期限	口座振替日
所得税	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)
消費税 <sup>※</sup>	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)

(※)課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日  
(参考)令和5年分の財産債務調査や国外財産調査の提出期限は、令和6年7月1日(月)です。